

## この資料の見方

### (普通会計決算)

- 1 平成 29 年に総務省が調査した「平成 28 年度地方財政状況調査」を基礎に編集したものである。
- 2 平成 29 年 5 月 31 日現在における決算見込みである。

### 3 会計区分は次のとおりである。

#### (1) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱うものである。

#### (2) 収益事業会計

競馬、自転車競争、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじ事業に係る会計（一部事務組合を含む。）

#### (3) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数 20 床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱う。

#### (4) 後期高齢者医療事業会計

高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計

#### (5) 介護保険事業会計

介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計。ただし、ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの 5 つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱う

#### (6) 農業共済事業会計

農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計

#### (7) 交通災害共済事業会計

市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計

### 4 用語の説明

#### (1) 「財政力指数」

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年間の平均値をいい、次の算式により求められる。

$$\left( \frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度} \quad \text{〃}}{\text{前年度} \quad \text{〃}} + \frac{\text{当該年度} \quad \text{〃}}{\text{当該年度} \quad \text{〃}} \right) \div 3$$

(2) 「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式により求められる。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{基準財政} \\ \text{収入額} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\% (平} \\ \text{成26年度以降)} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[ \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{普通交付税額} \\ \text{臨時財政対策} \\ \text{債発行可能額} \end{array} \right]$$

(3) 経常収支比率（減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えた経常収支比率）

地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもので、次の算式により求められる。

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(4) 「将来負担比率」

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、次の算式により求められる。

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額(※)

B：充当可能基金額

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）

F：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

※将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(5) 「実質公債費比率」

平成18年度からの地方債協議制度移行に伴い、協議基準のひとつとして新たに導入された

指標。

従来の指標である起債制限比率に一定の見直しを行ったもので、

- ・ 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し
- ・ P F I や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費などを算入。

本比率が18%以上の団体は、引き続き地方債の発行に際し県の許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（※「準元利償還金」）

C：A又はBに充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）

※準元利償還金

ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額

イ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金

ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（P F I 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）

オ 一時借入金の利子

(6) 「地方債現在高倍率」

標準財政規模に対する地方債現在高の割合をいう。

(7) 「自主財源比率」

歳入総額に占める自主財源（地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。）の割合をいう。

(8) 「義務的経費比率」

歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費をいう。）の割合をいう。

(9) 「投資的経費比率」

歳出総額に占める投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいう。）の割合をいう。

(10) 「経常一般財源」

継続的かつ安定的に収入される経常的収入のうち、用途の特定されない収入をいい、具体的には、地方税（都市計画税等を除く。）、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税（特別交付税を除く。）並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものをいう。

(11) 「経常的経費」と「臨時的経費」

経常的経費とは、年々回帰的に支出される経費をいい、臨時的経費（突発的ないし一時的な行政需要に対する経費又は支出の形態に規則性のない経費をいう。）以外の経費をいう。

具体的には、概ね次に掲げるような経費を臨時的経費として、その他の経費を経常的経費と

(ア) 経費の科目により、臨時的経費に区分されるもの

- 人件費のうち災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）
- 補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものを除く。）、小切手支払未済償還金
- 積立金、投資及び出資金、繰出金（国民健康保険事業会計（事業勘定）に対する保険基盤安定制度に基づく繰出金、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金及び法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く。）を除く。）
- 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を越え数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支出される貸付金以外のもの
- 公債費のうち転貸債及び繰上償還に係るもの
- 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費

(イ) 経費の性質により、臨時的経費に区分されるもの

- 行政整理、勸奨による退職に要した退職手当（自己都合退職・死亡退職は除く。）
- 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当
- 選挙の執行に要した経費（常時啓発及び選挙人名簿調製のための経費を除く。）
- 各種センサス、国土調査、新市町村建設計画策定のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費
- 災害対策関係経費
- 工場誘致関係経費
- 国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事及び全国的会議等の開催等に要する経費
- 伝染病の流行によって要した対策費
- 大規模な事務改善に要する経費
- 人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費
- 補助費等のうち、下記以外のもの
  - ・ 法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの
  - ・ 法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（ただし、同繰出金のうち、①上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、②交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、③病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）、④簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く。）
  - ・ 国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの
  - ・ 長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金及び交付金として支出されるもの
- 以上のほか、単年度又は短期間の年度に限って要した経費

(12) 「特定財源」と「一般財源」

「特定財源」には、当該年度の経費に対応する「国庫支出金」「都道府県支出金」「使用料、手数料」「分担金、負担金、寄附金（一部事務組合における「市町村分賦金」は一般財源等扱いとする。）」「財産収入」、「繰入金」、「諸収入」、「繰越金」及び「地方債」（市場公募債等については券面金額により各経費に充当する。）を計上する。したがって、「一般財源等」として充当される財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲与所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金などのいわゆる一般財源のほか、次の財源で一般財源と同様に使用される財源の合計額が計上される。

(ア) 国庫支出金、都道府県支出金

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律又は旧産炭地域振興臨時措置法に基づく高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除く。

(イ) 使用料、手数料

水利権、その他無体財産権の使用に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの及び前記以外のもののでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

(ウ) 寄 附 金

寄附目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの

(エ) 財 産 収 入

財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入

(オ) 繰 入 金

財政調整基金取崩し額、減債基金の取崩し額又はその使途目的が抽象的又は総称的な経費の財源となるもの

(カ) 諸 収 入

預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額

(キ) 繰 越 金

継続費通次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

(ク) 地 方 債

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

(ケ) 市町村分賦金

一部事務組合が構成市町村から分担金負担金として徴収したもの

(13) 「性質別歳出項目」

性質別歳出の項目と節との関係はおおむね次のとおりである。

歳 出 項 目	節 区 分
一 人件費 事業費支弁職員分を除く。	
1 議員報酬手当	① 報酬 ③ 職員手当等(ただし、議員の期末手当相当分)
2 委員等報酬	① 報酬
3 市町村長等特別職の給与	② 給料 ③ 職員手当等
4 職員給(細目省略)	② 給料 ③ 職員手当等 ⑦ 賃金(ただし、臨時職員給与相当分)
5 地方公務員共済組合等負担金	④ 共済費(地方公務員共済組合等に対する負担金)
6 退職金(細目省略)	③ 職員手当等(退職手当に限る。)⑨ 負担金、補助及び交付金
7 恩給及び退職年金	⑥ 恩給及び退職年金

8 災害補償費	
① 地方公務員災害補償基金負担金	④ 共済費(地方公務員災害補償基金に対する負担金)
② その他	⑤ 災害補償費
9 職員互助会補助金	④ 共済費 ⑩ 負担金、補助及び交付金
10 その他	④ 共済費(報酬、給料及び賃金に係る社会保険料に限る。) ⑩ 負担金、補助及び交付金
二 物件費	
維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費に係るもの以外で、次に掲げるもの	
1 賃金	⑦ 賃金(ただし、人件費に計上されるものを除く。)
2 旅費	⑨ 旅費
3 交際費	⑩ 交際費
4 需用費	⑪ 需用費(ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。)
5 役務費	⑫ 役務費(ただし、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料を除く。)
6 備品購入費	⑬ 備品購入費(ただし、1件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。)
7 委託料	⑭ 委託料(映画製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの。)
8 その他	④ 共済費(ただし、人件費に計上されるものを除く。) ⑧ 報償費(買上金に限る。) ⑭ 使用料及び賃借料
三 維持補修費	⑯ 原材料費(ただし、事業費に計上されるものを除く。) 目(目の一部であっても目に準ずるものを含む。)による。ただし、人件費、事業費及び物件費に計上されるものを除く。
四 扶助費	⑰ 扶助費(これに準ずるものを含む。)
五 補助費等(細目省略)	⑧ 報償費(報償金及び賞賜金) ⑫ 役務費(火災保険及び自動車損害保険等の保険料に限る。) ⑬ 委託料(ただし、物件費に計上されるものを除く。) ⑱ 負担金、補助及び交付金(ただし、人件費及び事業費に計上されるものを除く。) ⑳ 補償、補填及び賠償金(ただし、事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く。) ㉑ 償還金、利子及び割引料(ただし、公債費に計上されるものを除く。) ㉒ 寄附金 ㉓ 公課費
六 普通建設事業費	目(目の一部であっても独立の1事業である場合を含む。)による。なお、人件費(事業費支弁職員分のみ)、事務費 ⑰ 公有財産購入費 ⑱ 備品購入費(1件百万円以上の機械器具等の購入費)及び ⑲ 負担金、補助及び交付金(当該市町村が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出であるもの。ただし、一部事務組合負担金を除く。)を含める。
七 災害復旧事業費	
八 失業対策事業費	
九 公債費	㉔ 償還金、利子及び割引料(ただし、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに割引発行する地方債の割引料のみ)
十 積立金	㉕ 積立金
十一 投資及び出資金	㉖ 投資及び出資金
十二 貸付金	㉗ 貸付金
十三 繰出金	㉘ 繰出金
十四 前年度繰上充用金	㉙ 補償、補填及び賠償金(繰上充用金のみ)

(14) 「補助事業費」と「単独事業費」

「補助事業費」には、直接又は間接に国庫から補助を受けて施行する事業費を計上し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めない。なお、社会資本整備総合交付金によって実施した事業等については補助事業に区分する。

また、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助事業費に含めないでその団体の単独事業として取り扱う。

「単独事業費」には、市町村が単独で行うもの及び都道府県の単独の補助を受けて実施した事業費を計上する。

なお、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金によって実施した事業については単独事業に、石油貯蔵施設立地対策等交付金によって実施した事業については原則として単独事業に区分する。

(15) 「市町村類型」

ア 中核市の類型設定基準

中核市（下関市）

イ 都市の類型設定基準

(ア) 人口段階による設定

類型	分類基準
I	50,000人未満
II	50,000人以上～100,000人未満
III	100,000人以上～150,000人未満
IV	150,000人以上

(イ) 産業構造による設定基準

類型	分類基準	
3	II次、III次	III次65%以上
2	95%以上	III次65%未満
1	II次、III次	III次55%以上
0	95%未満	III次55%未満

ウ 町の類型設定基準

(ア) 人口段階による設定

類型	分類基準
I	5,000人未満
II	5,000人以上～10,000人未満
III	10,000人以上～15,000人未満
IV	15,000人以上～20,000人未満
V	20,000人以上

(イ) 産業構造による設定基準

類型	分類基準	
2	II次、III次	III次55%以上
1	80%以上	III次55%未満
0	II次、III次80%未満	